

地域指定年月日	昭和47年12月19日
計画策定年月日	昭和49年3月20日
計画見直し年月日	昭和60年度
	平成元年度
	平成9年度
	平成18年6月6日
	令和4年 月 日

富士見市農業振興地域整備計画書 (案)

令和4年 月

埼玉県富士見市

目 次

ページ

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	3
ア	農用地等利用の方針	3
イ	用途区分の構想	3
ウ	特別な用途区分の構想	4
2	農用地利用計画	4
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2	農業生産基盤整備開発計画	5
3	森林の整備その他林業の振興との関連	5
4	他事業との関連	5
第 3	農用地等の保全計画	6
1	農用地等の保全の方向	6
2	農用地等保全整備計画	6
3	農用地等の保全のための活動	6
4	森林の整備その他林業の振興との関連	6
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	7
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	7
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	8
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
第 5	農業近代化施設の整備計画	10
1	農業近代化施設の整備の方向	10
2	農業近代化施設整備計画	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	11
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	11
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	11
3	農業を担うべき者のための支援の活動	11
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11

第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	12
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	12
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	12
3	農業従事者就業促進施設	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第8	生活環境施設の整備計画	14
1	生活環境施設の整備の目標	14
2	生活環境施設整備計画	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	14
第9	付図	別添
別記	農用地利用計画	15
(1)	農用地区域	15
ア	現況農用地等に係る農用地区域	15
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	15
(2)	用途区分	15

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

本市は、埼玉県の南東部にあり、東京都心から 30km 圏内に位置しています。

市域は、東西 7.0km、南北 6.8km、面積 1,977ha で、東は荒川をへだててさいたま市、西は三芳町、南は志木市、北は川越市、ふじみ野市にそれぞれ接しています。

市内には、4 つの河川が流れており、東部に秩父を源流とする荒川、中央部に新河岸川、南部に柳瀬川、北部に新河岸川と荒川を結ぶ新河岸川放水路とびん沼川がそれぞれ流れています。

農業生産の基礎的資源である農業用水は、新河岸川、びん沼川及び地下水を水源としています。

市の北東部には沖積層からなる荒川低地があり、主に水田が広がっています。南西部には洪積層からなる武蔵野台地があり、宅地と畑地が広がっています。

気象は、温暖な気候で、農作物の生育に影響が少ない土地ですが、昨今はゲリラ豪雨や突風、雪など、予測が困難な異常気象も見受けられます。

広域交通網は南北方向の一般国道 254 号バイパス、東西方向の一般国道 463 号で形成されており、東京都心や近隣市町の高速 IC へのアクセスに恵まれており、農産物の運輸の条件が良い立地となっております。

ア 土地利用の構想

本市は、首都圏近郊の住宅都市（ベットタウン）として発展を続けてきたことから、製造品出荷額等が県内市最下位、昼夜間人口比率が県内市町最下位という現状です。そのため、市内での雇用が少なく、兼業農家などの市民が働く場の創出が求められているほか、健全な財政運営の確保に資する土地利用が求められています。

そこで、富士見市総合計画において、「緑豊かな自然と都市としての利便性を財産とし、調和とバランスの取れた住みやすいまちとして、他では叶わない「富士見市ならではの生活」が実感できる“まち”を目指します。」としています。また、まちづくり構想において、「市街化調整区域では国道 254 号バイパス沿道などにおける本市のまちづくり発展のエンジンとなる産業系を中心とした都市的土地利用（産業拠点）の検討を行うとともに、生産基盤と景観面で重要な役割を持つ田園地帯や集落地の保全を進めます」としています。

産業拠点の構想があるゾーンでは、「シティゾーンのうち、国道 254 号バイパスの東側エリアや水谷柳瀬川ゾーンでは、産業をはじめとした複合施設の立地を誘導し、本市を代表する新たな活力を創出する拠点を形成します。」としています。

本市としましては、上位計画を踏まえつつ、非農業的土地利用にあたり、都市的土地利用との調整を図りつつ農用地を確保するため、市街地の周辺への適切な誘導を行い、農業生産基盤整備が実施された優良農地の保全や農業振興施策との調整を図るとともに、農業振興地域全体として、優良農地の保全を図り、生産技術の向上と安定した経営基盤づくりを進め、新規就農者を含めた農業の担い手が安心して農業を継続できる環境づくりに努めます。

単位：ha、%

年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在（令和 3 年）	536.4	47.6	1.4	0.1	(-)	(-)	590.2	52.3	1128.0	100.0
目標（令和 13 年）	517.4	45.9	1.4	0.1	(-)	(-)	610.6	54.0	1128.0	100.0
増 減	▲19.0	-	-	-	(-)	(-)	19.0	-	-	-

参考 1 現在の農用地面積及び農業用施設用地面積：農地台帳

2 目標の農用地面積：平成 28 年度～令和 2 年度の農地転用実績の平均値（1.9ha）から算出

3 その他は、住宅地や工場用地等を含む農用地及び農業用施設用地以外の土地

4 森林・原野の（ ）は、混牧林地面積

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内の現況農用地 536.4haのうち、a～cに該当する農用地 356.7haについて、農用地区域を設定します。

なお、富士見市総合計画においてシティゾーン及び水谷柳瀬川ゾーンに定められている地区の新たな農用地区域の指定は行わないこととします。

a 集団的に存在する農用地

- ・ 10ha以上の集団的な農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く。)の施行に係る区域内にある土地

- ・ 農業用排水施設の新設又は変更(いわゆる不可避受益地を除く。)
- ・ 区画整理
- ・ 客土、暗きょ排水、深耕、れきの除去、心土破碎、床締め、切盛り等

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・ 野菜類等(かぶ、ほうれんそう等)の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
- ・ 国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
- ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
- ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・ 農地耕作条件改善事業の実施が予定されている土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定します。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定します。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農業振興を図るため、水稻、小麦、大豆等の土地利用型農業と、畑作農業を中心に優良農地の積極的な保全と活用に努めるとともに、自然とのふれあいや体験農業を通じた農業・農村文化の理解など、市民との幅広い交流の場を創出し、豊かな農村環境の維持・保全に努め、農業と都市との調和がとれた魅力ある地域づくりを目指していきます。

また、生産技術の向上と安定した経営基盤づくりを進め、新規就農者を含めた農業の担い手が安心して農業を継続できる環境づくりに努めるとともに、市内で生産された品質と安全性の高い新鮮な農産物が市内を中心に消費される仕組みを構築します。

さらに、農地中間管理事業の活用等による農用地の集積・集約化をはじめ、多面的機能支払交付金や経営所得安定対策などの制度の活用により、荒廃農地の発生抑制・解消・活用や農用地の維持・保全を図るとともに、省力化機械等の導入による労力の軽減や生産コストの低減を目指していきます。

単位：ha

区分 地区名	農地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
南畑地区	245.5	242.7	▲2.8	0.5	0.5	0.0	246.0	243.2	▲2.8
鶴瀬地区	48.1	47.6	▲0.5	0.0	0.0	0.0	48.1	47.6	▲0.5
水谷地区	63.1	62.4	▲0.7	0.0	0.0	0.0	63.1	62.4	▲0.7
計	356.7	352.7	▲4.0	0.5	0.5	0.0	357.2	353.2	▲4.0

参考1 「農地」「将来」：平成28年度～令和2年度の農用地区域からの除外実績の平均値(0.4ha)を地区面積で按分した上で10年分を算出

2 採草放牧地、混牧林地は市内に存在しないため上表から除いています。

イ 用途区分の構想

(ア) 東部：南畑地区

荒川と新河岸川に挟まれた低地では土地改良事業等により、ほ場条件が整備された大規模水田が展開されています。

人・農地プランを定めた地域において、順次、担い手に農地の集積・集約化を進めるとともに、需要に応じた作付け転換を推進し、効率的な農地利用を推進します。

(イ) 西部：鶴瀬地区

洪積層台地の市街地と新河岸川に挟まれた低地に農地が展開されており、水田や畑地として利用されています。

水田については、一般国道254号バイパス沿線の一部が「シティゾーン」に位置付けられていることから、土地利用が具体化するまでは水田を保全するため、水田の適正な維持を推進します。シティゾーン以外の農地については、効率的な農地利用を推進します。

畑地については、野菜や飼料作物を作付けている担い手への農地の集積・集約化を進め、効率的な農地利用を推進します。

(ウ) 南部：水谷地区

志木市との境界を流れる柳瀬川と一般国道 463 号を挟んで南北に広がる前耕地地域と針ヶ谷南地域の低地に水田が展開されているほか、針ヶ谷地域と水子地域の台地に畑地が展開しています。

低地部に展開する前耕地地域と針ヶ谷南地域の農用地は、「水谷柳瀬川ゾーン」に位置付けられていることから、土地利用が具体化するまでは水田を保全するため、水田の適正な維持を推進します。

針ヶ谷地域や水子地域の台地にある畑地については、一部農地で担い手への農地の集積・集約化が行われており、取組みを継続して効率的な農地利用を推進します。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとします。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農地は、農産物の生産だけでなく、多面的機能の発揮等、多くの重要な役割を果たしています。この重要な役割は、農業者によって基礎的生産資源である農地が適切に営農活動されることによって発揮されます。農業生産基盤の整備に当たっては、引き続き、環境との調和への配慮を行うとともに、効果的・効率的な整備手法を導入し、担い手への農地の集積・集約化を促進します。

本市の農用地区域の多くは水田であり、東部（南畑地区）に広がっています。そのうち、南畑土地改良区の一部及び富士見第一土地改良区の一部の区域では県営ほ場整備事業が行われ、大区画で効率的な農地が広がっています。

このほか、耕作条件が良いほ場の拡大のため、農地耕作条件改善事業による大規模区画化や農道・水路の整備を推進し、低コスト農業の確立と農村環境の整備を推進します。

県営ほ場整備で整備された土地改良施設については、将来にわたって適正に維持管理されるよう、各土地改良区が実施している土地改良施設維持管理適正化事業に対し支援を行います。

また、土地改良団体や水利組合が管理する水路、揚水機等について、農業用水を安定的に供給するため、更新を含めた維持管理に対し支援を行います。

西部（鶴瀬地区）や南部（水谷地区）の畑地については、用水の供給が困難な地域や傾斜があることにより土が流出しやすい地域があるため、野菜の多彩な品目の振興に備えて対策を検討します。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農地耕作条件改善事業	区画拡大、農道及び水路の整備	A-2	13ha	①	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は、本市農業の持続的発展を図っていくための最も基礎的な農業生産基盤です。将来にわたって、安全な食料を安定的に供給していくため、農業・農村の有する多面的機能の発揮に努めながら、農業生産に必要な優良農地を営農に適した良好な状態で確保する必要があります。このため、農業委員会、いるま野農業協同組合等の関係機関と連携し、担い手への農地の集積・集約化に努めるほか、農地法や農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想に基づき、荒廃農地の発生抑制・解消・活用に向けた取組みを推進します。

集落内に介在する農用地については、地域住民と合意形成を図りながら、農業的土地利用と都市的土地利用が調和した計画的な土地利用を推進します。

また、多面的機能支払交付金を活用し、農業者や地域住民が実施する農地の維持や資源向上の取組みを推進します。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
多面的機能 支払交付金事業	・農地維持 (草刈り、泥上げ、施設点検等) ・資源向上(共同事業) (水路等の補修、景観形成等) ・資源向上(長寿命化) (水路の更新等)	A-1	32.38ha	①-1	
		A-3	21.56ha	①-2	

参考1 受益面積：算定対象農用地面積

3 農用地等の保全のための活動

(1) 耕作放棄地を生まないための担い手への農地の集積・集約化

- ・人・農地プランを活用した農業者の話し合い活動による集団的な農地利用の方向を定める取組みを推進します。
- ・農地中間管理事業を活用し、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体や認定農業者等への農地の集積・集約化に努めます。また、出し手への周知を積極的に行います。
- ・農地耕作条件改善事業を推進し、担い手への農地の集積・集約化に努めます。

(2) 荒廃農地対策

- ・土地改良団体、農業委員会等と連携を図り、農地中間管理事業を積極的に実施するとともに、農作業の受委託を推進します。

(3) 農地の保全管理活動への支援

- ・多面的機能支払交付金を活用した農地・水路等の基礎的な保全活動を支援するとともに、地域資源の質的向上を図る活動や施設の長寿命化のための活動を支援します。
また、景観形成作物の栽培を促進し、美しい地域づくりや景観づくりに努めます。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

効率的かつ安定的な農業経営とするため、市内農業の担い手への農用地の集積・集約化による規模拡大・効率化を図り、生産性の向上と農業の体質強化を目指します。

このほか、本市の重点作目である水稲や露地野菜（かぶ、ほうれんそう、えだまめ等）、施設きゅうりや酪農、花き等の経営を推進し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成します。

農業経営の目標としては、農業を主体とする経営体が地域における他産業並みの所得に相当する年間農業所得（農業従事者1人あたり560万円程度、ただし、米生産を主体とする水田農家は300万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を確保でき、これらの経営が本市における農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目指します。また、新たに農業経営を営もうとする青年等については、総労働時間1,800時間程度の水準を達成しつつ、5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（農業従事者1人あたり250万円程度、ただし、米生産を主体とする水田農家は180万円程度）を目指します。

表 個別経営体による営農類型とその目標

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標 面積(ha)
家族経営	主穀単一経営	水田 13.0ha	水稲 10.0ha 小麦 8.0ha 作業受託 5.0ha	—	—
	露地野菜経営	畑 2.0ha	こかぶ 2.0ha ほうれんそう 1.0ha	—	—
	露地野菜 複合経営	水田 4.0ha 畑 1.0ha	水稲 3.5ha こかぶ 1.5ha ほうれんそう 0.5ha	—	—
	施設トマト・ きゅうり（直売）	アクリル温室 2,000㎡	促成トマト 2,000㎡ 抑制トマト 2,000㎡ 販促成きゅうり 2,000㎡	—	—
	施設いちご 複合経営	低コスト対候性 ハウス 3,000㎡ 水田 2ha	促成いちご 2,000㎡ 高設栽培いちご （摘み取り体験用） 1,000㎡ いちご苗生産 40,000株 水稲 2ha	—	—
	鉢物・苗物経営	ガラス温室 1,500㎡ ビニールハウス 1,500㎡	鉢物 （シクラメン、キク等）3,000㎡ 苗物 （パンジー、ゼラニウム等） 5,000㎡	—	—
	梨単一	樹園地 30a	幸水 20a 豊水 8a 彩玉 2a	—	—
	酪農経営	経産牛 35頭 育成牛 10頭 飼料作付地 5.0ha	乳用牛 45頭 イタリアンライグラス 5.0ha トウモロコシ 2.5ha ソルガム 2.5ha	—	—
	洋ラン経営	アクリル温室 2,300㎡	カトレア 1,150㎡ ファレノプシス 1,150㎡	—	—

注)資料:富士見市農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和4年3月)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市では、(1)に掲げる営農類型をモデルとした効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標を50%と定め、認定農業者等の育成を行いながら、農地の集積・集約化を推進することとします。

今後、ますます農業者の高齢化が進み、農業のリタイヤや経営規模の縮小により農地を売りたい、貸したいと希望する農業者が増加すると予想されるため、農用地の集積・集約化に重点を置き、土地利用型農業の拡大を目指す農業者が農地を借受けやすい環境をつくり、農地の流動化を促進します。農地流動化に当たっては、人・農地プランや農業生産基盤整備と併せた集積・集約化を促進し、農業者の作業効率を上げることにより、多くの農用地を耕作することができるように努めます。

しかし、現状では農作業委託のみを希望する兼業農家や高齢農家もいるため、状況に応じた適切な斡旋の実施や農作業受託組織の育成を進める必要があります。

集約型農業を目指す農業者については、収穫や出荷時に多くの労働力を要することから、先端技術の活用や快適な農作業環境の整備等、労力を効率的に配分できる体制を確立するとともに、高収益作物の導入や農産物のブランド化による販路拡大等、規模の拡大に努めます。

そのほか、農業者間の情報共有や研究等の場として地域農業集団や農業生産組織の設立・運営を支援し、農用地等の総合的な利用を推進します。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

- ・ 関係機関と連携を図り、新たな認定農業者を育成するとともに、農業経営改善計画の達成状況を確認・点検し、効率的かつ安定的な農業経営が行われるよう、各種支援を行います。
- ・ 地域農業を担う集団の育成対策として、農業者間の情報共有を進め、地域の担い手を中心とした団体設立支援に努めます。
- ・ 人・農地プランを活用しながら、地域での話し合いと合意形成を積極的に推進し、農地を集積する中で、認定農業者等の育成を行います。

(2) 農用地の集団化対策

- ・ 農用地の効率的かつ総合的な利用のため、人・農地プランの推進や農地耕作条件改善事業の実施に伴う農地中間管理事業を推進します。
- ・ 農業委員会やいるま野農業協同組合等との連携を進める中で、農地の集団化に努めます。

(3) 農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業等農用地の流動化対策

- ・ 農業委員会やいるま野農業協同組合を中心として農地の掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手の情報を一元的に把握することで、土地利用型農業の拡大を希望する農業者と出し手の利用権設定等促進事業、農地中間管理事業の利用を進めます。

(4) 農作業の受委託の促進対策

- ・ 認定農業者や農作業受託組織と兼業農家や高齢農家等が行う農作業受委託について、農業委員会及びいるま野農業協同組合等と連携しマッチングに取り組むことで農作業の効率化に努めます。
- ・ いるま野農業協同組合が中心となり、農作業受託組織の集落営農組織化や法人化の支援を行います。

(5) 農業生産組織の活動促進対策

- ・ 関係機関と連携を図り、農業生産組織のリーダーとなる農家の育成等を行うとともに、各生産部門別組織活動の活性化に努めます。

(6) 地力の維持増進対策

- ・ 地力の維持・増進及び良好な景観を形成するため、菜の花やレンゲ等の緑肥効果のある作物の利用を促進します。

(7) 機械・施設導入支援

- ・ 認定農業者等の農業経営改善計画等に掲げる目標達成に必要な農業用機械・資材等の購入や農業用施設の設置に対して支援を行います。

(8) 鳥獣被害防止対策

- ・ 鳥獣被害が増加傾向にあるため、農作物の食害が多い地域を中心に鳥獣被害防止対策を実施します。アライグマの捕獲を実施するほか、捕獲従事者養成研修の周知を図り、被害が多発している地域のアライグマ対策を支援します。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

将来にわたって消費者ニーズに対応した農業の持続的な発展を図るため、地域の特性に応じた生産団地を育成し、生産振興を図るとともに、環境と調和のとれた持続的な農業生産への取り組みや特産物の栽培促進による産地化と地産地消による活力ある地域づくりを推進します。

消費者に近い産地という地域性から、産直による流通が一層拡大することが予測されるため、流通販売等の施設の効率的な利用をいまま野農業協同組合等と連携を図りながら推進します。

農業近代化施設の整備については、本市の重点作目（水稻、麦、野菜、果樹等）に関わる施設の整備状況及び今後の生産の見通し、さらに今後の農業技術の発展方向を踏まえ整備することとします。

農業生産基盤の整備と併せた農業生産組織の強化の推進による農業生産体制の強化など、「人と人」が連携し、人づくりによる管理運営組織の確立によって、施設の効率的利用と維持管理体制の確立を推進します。

(1) 水稻・麦

- ・ 水稻や小麦等の水田作物については、継続的な主穀作経営を可能とするため、鉄コーティング等の省力・低コスト生産技術や高能率機械や施設の導入を促進し、収益の安定化及び最大化を目指すほか、米価の変動の影響を受けにくい新規需要米や二毛作等への転換を推進します。
- ・ 人・農地プランの中心経営体や認定農業者を中心に農地の集積・集約化及び作業の受委託を進めながら、ほ場の区画拡大や耕地条件の改善を行い農作業の効率化を図ります。
- ・ 米の生産技術や生産体制の向上・共同化のための取り組みを行っている団体に対して、いまま野農業協同組合と連携しながら支援します。

(2) 野菜

- ・ 野菜については、生産地と消費地が隣り合う都市近郊農地の利点を生かし、新鮮で良質かつ安全な野菜を安定的、計画的に供給させることで生産農業者の経営安定を図ります。
- ・ 生産の省力化及び最適化を図るため、作業の分業化、雇用労力の活用、露地野菜における機械化や施設野菜における栽培方式の改善等を推進します。

(3) 果樹

- ・ 果樹については優良系統の選抜、高能率機械や施設の導入、作業の機械化等を推進し、生産性の向上を図ります。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市では、農業の基礎的生産資源である農地の減少とともに、農業従事者の高齢化や担い手不足が課題となっています。

このため、農業活動に必要な不可欠な農地を確保するとともに、地域の実態に即した多彩な担い手の育成・確保を図る必要があります。

新規就農者が準備段階から独立自営就農における所得の確保、技術の習得、機械・施設の導入、農地の確保等が行えるよう、支援を推進します。

また、新規就農者が市内の農業法人へ就職しやすい環境づくりにも努めます。

さらに、将来の農業の担い手を確保する観点から、児童や住民に対し、農業に興味をもってもらえるような取組みを推進します。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 新規就農のための組織との連携

- ・ 農業の技術や知識の向上を図るため、川越農林振興センターと連携し相談体制を強化します。
- ・ 新規就農者を育成するため、いるま野農業協同組合や川越農林振興センターとともに「いるま地域明日の農業担い手育成塾」事業を推進します。

(2) 農地確保の支援

- ・ 農業委員会やいるま野農業協同組合等と連携を図り、農業従事者の高齢化や離農者の増加により発生する供給可能農地の斡旋を行い、農地の流動化を促進することで担い手の生産基盤の拡充に努めます。

(3) 技術指導及び機械・施設の導入支援

- ・ 川越農林振興センター、いるま野農業協同組合等との連携のほか、「認定農業者」や「指導農業士」に協力を要請し、栽培技術支援に努めます。
- ・ 認定就農者等に対しては、青年等就農計画に掲げる目標達成に必要な農業用機械・資材等の購入や農業用施設の設置に支援を行います。

(4) 就農準備等に必要な資金の支援

- ・ 川越農林振興センター、いるま野農業協同組合等と連携を図り、就農計画等の作成支援を行うとともに、次世代人材投資事業等の必要な資金に関する制度の周知・活用に努めます。

(5) 市民農園等の運営

- ・ 将来の農業の担い手を確保する観点から、児童や住民に農業に興味を持ってもらえるように市民農園や農業体験事業等の推進に努めます。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農業経営体数（個人）は462経営体で、そのうち主業農家が48経営体（10.4%）、準主業農家が157経営体（34.0%）、副業的農家が257経営体（55.6%）となっています。

市内で大型商業施設の開業したことによって農外就業機会は増大したものの、不安定な就業形態の日雇・臨時に区分される農業従事者はアンケート結果から126名となっており、未だ他産業部門での安定した就業機会が確保されているとは言えない状況にあります。

引き続き、不安定な就業形態で兼業している農業従事者の安定化を図るため、就業の場の確保・創出に努めます。

単位：人

区 分	従 業 地								
	市 内			市 外			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
自 営 兼 業	188	90	278	22	2	24	210	92	302
恒 常 的 勤 務	82	71	153	288	131	419	370	202	572
日 雇 ・ 臨 時	18	38	56	31	39	70	49	77	126
合 計	288	199	487	341	172	513	629	371	1,000

資料：平成30年10月 富士見市農家意向調査結果

単位：人

	主業農家	準主業農家	副業的農家	計
2005年	93 (15.5%)	268 (44.6%)	240 (39.9%)	601 (100%)
2010年	104 (18.8%)	214 (38.7%)	235 (42.5%)	553 (100%)
2015年	104 (20.5%)	159 (31.3%)	245 (48.2%)	508 (100%)
2020年	48 (10.4%)	157 (34.0%)	257 (55.6%)	462 (100%)

資料：農林業センサス：主副業別経営体数

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 就業先となるべき事業に係る施設

- 市街化区域の準工業地域、シティゾーンの大型商業施設及び産業団地を主な就業先となるべき施設とします。今後も不安定な就業形態である臨時日雇等の農業従事者の動向を把握し、就業先が不足する場合や、市の情勢を総合的に勘案し必要と認められる場合は、富士見市基本構想で産業系の土地利用等を計画している土地に新たな就業先となるべき事業を計画します。

(2) 農業従事者の就業相談活動の強化

- 農業従事者が円滑に就職できるよう、ハローワーク等を斡旋します。
- 就職等により農業経営規模を縮小する場合には、農業委員会やいるま野農業協同組合と連携を図り、農地を担い手等に貸し付けるための支援等を行います。

(3) 企業等進出に際しての関係者等との連絡調整

- ・ 産業団地等の整備による企業等進出に際し、公募によって企業の募集を行う場合や企業からの相談があった場合に、地域の農業従事者の雇用に配慮するよう依頼します。
- ・ 産業団地等の整備を行う場合には、周辺の農業環境等を悪化させないように事業計画者に指導するとともに、地域関係者等とも十分な話し合いが行われるようにします。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農業振興地域は、農地と水資源を活用して安定的な農産物の生産を供給する農業生産空間であるとともに、非農業者を含めた地域住民の生活空間です。

農地や水資源は、農業者が適切な農業生産活動を行うことで洪水防止、土壌浸食防止、水資源の涵養、水質・大気浄化、気象緩和、景観形成、親水、生態系保全といった多面的機能を発揮しています。また、農業用水はかんがいに利用されるだけでなく、生活に密着した地域用水として、農業集落の防火、農機具の洗浄等に利活用されています。

農地や水資源は農業者や地域住民にとって必要不可欠なものであることから、多面的機能支払交付金事業等を活かして保全に取り組みます。

生活排水処理については、公共下水道（特定環境保全公共下水道）による生活排水等の浄化に努めます。

今後とも、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていくために、農業生産基盤の整備とともに、生活環境の整備を総合的に行い、ゆとりとやすらぎに満ちた活力ある地域づくりを目標とします。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号） 該当なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） 該当なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号） 該当なし

別記 農用地利用計画

（1）農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別表のとおり

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

（2）用途区分

別表のとおり